

第8章 VOC(揮発性有機化合物)の取扱量等について

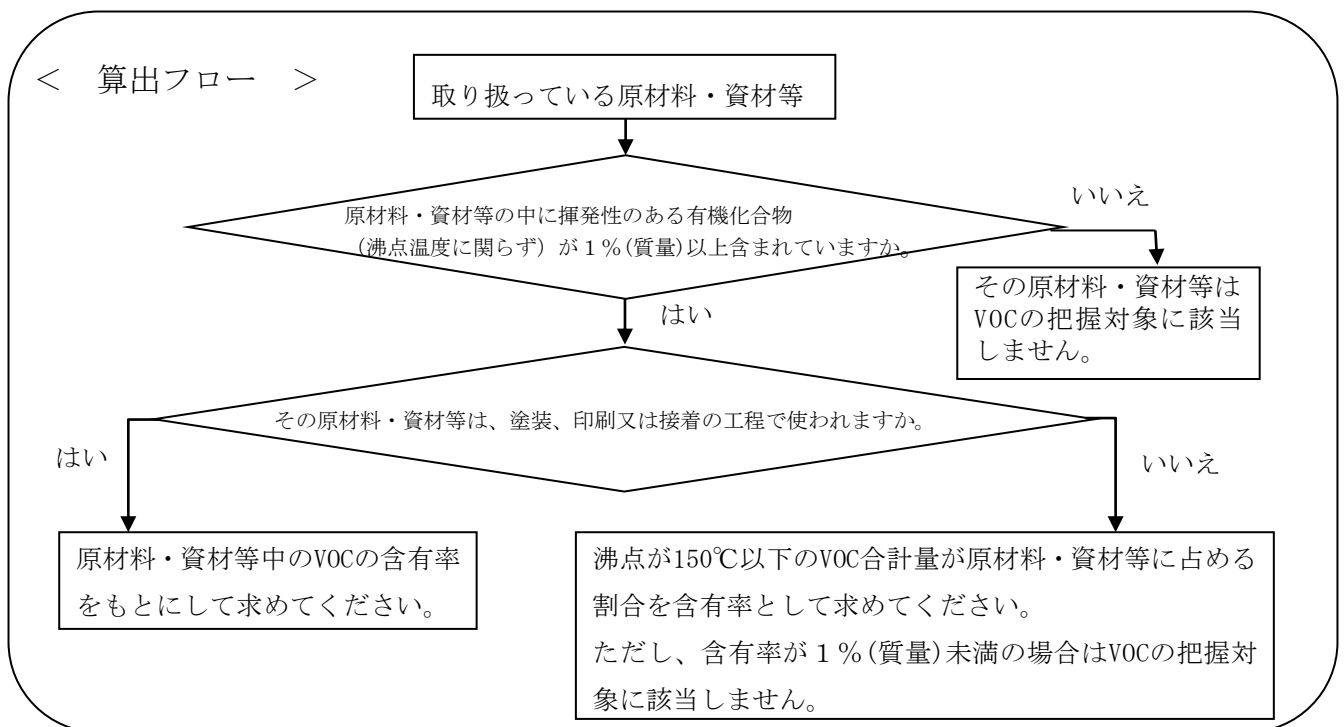
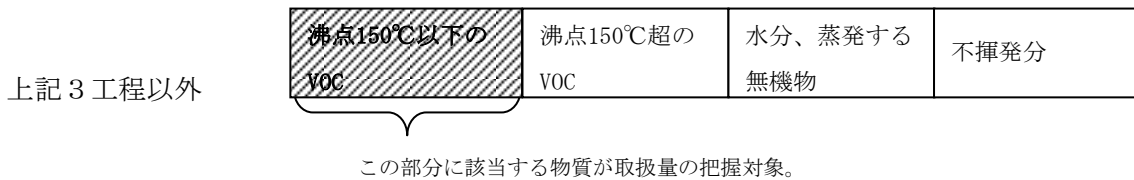
府条例の届出では、揮発性有機化合物(VOC)に該当する物質を個々に指定するのではなく、沸点などの物性からVOCに該当する有機化合物を選び出し、その合計量(事業所内の合計量)を届出の対象としています。該当する物質例は、p10-17~10-22を参照してください。

1) VOCの取扱量等の算出方法について

印刷、塗装、接着の工程では、VOCの全量を対象にしてください。

印刷、塗装、接着以外の工程では、沸点150℃以下の成分のみを対象にしてください。

VOCに該当する量のイメージ(網掛け部分がVOCに該当します。)



2) 化学反応を伴う工程でのVOC取扱量等の求め方

化学反応でVOCに該当する物質を製造又は使用する場合には、化学反応によってVOCが新たに生成したり消費したりします。このような場合、沸点150℃以下のVOC量を各段階で算出してください。

また、精製を伴う場合にも、沸点150℃以下のVOC量を、精製前後で算出してください。

一連の工程について、以上のように算出した各段階のVOC量のうち、最大となる段階のVOC量を取扱量としてください。

なお、ある工程のVOCを他の工程の原料として使用するなど、VOC取扱量が最大となる段階が判断できない場合には、①事業所に搬入されるVOC合計量（事業所の入口側のVOC合計量）か、②製品としての搬出量、環境への排出量（排ガス処理、排水処理等により除去される場合には除去前の量）、廃棄物等での移動量を合計したVOC合計量（事業所出口側のVOC合計量）のどちらか多い方を届出してください。

3) 届出の対象外となるVOC

以下の物質は浮遊粒子状物質やオキシダントの生成原因にならないと考えられており、届出の対象外となりますので、注意してください。

- ・ メタン
- ・ クロロジフルオロメタン（別名HCFC-22）
- ・ 2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン（別名HCFC-124）
- ・ 1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン（別名HCFC-141b）
- ・ 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン（別名HCFC-142b）
- ・ 3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン（別名HCFC-225ca）
- ・ 1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン（別名HCFC-225cb）
- ・ 1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン（別名HFC-43-10mee）

4) 燃料に含まれるVOCの扱い

ボイラーや構内車両等で使用される燃料については、府条例のVOC取扱量等の対象から除いてください。ただし、製油所、油槽所のように、通常、燃料として使用される製品を製造・貯蔵する場合は、VOCの取扱量等の対象です。

5) VOCに係る情報提供

VOCの成分、含有率、沸点等の情報は、基本的にはSDS等の記載内容から把握することとしていますので、可能な限り原材料や資材等の購入元や製造元から、必要なデータを入手してください。

また、VOCを含む製品（原材料等）を製造される事業所では、上記の趣旨をご理解いただき、可能な限り製品の供給先等にVOC含有率等の情報を提供してください。また、製品の供給先がVOCの排出量・移動量などの算出にあたって必要となる情報がある場合にも、必要なデータの提供についてご協力ください。